

家族と私財

— 私財の諸形態 —

中 込 睦 子

はじめに

家族をめぐる財産関係には、大別して、家族全体の経営にかかわる財産——いわゆる「家産」と、個々の家族員が自らの必要に供するために確保している私的な財産——いわゆる「私財」の二つの形態がある。しかしながらこの二つは、これまで同等のレベルで問題にされてきたというわけでは決してない。従来の家族研究では、家の存立基盤としての家産と、これを軸とする家族内の人間関係——つまり家長中心の地位・役割体系としての家族制度が主たる研究の対象とされてきた。これに比べて家族員個々の私的所有物や私的稼ぎに関する調査・研究は必ずしも充分ではなく、私財の実態はもとより、それが家庭生活の中でどういう意味をもっているのかについては十分な検討がなされてこなかったのが実状である。

とはいえ、日本各地に様々な形の家族の私財が存在することは、既に民俗学・社会学的研究によって明らかにされてきており、なかでも大家族的经营形態における家族の私財の問題は、昭和初年から戦前にかけて家族史研究の一つの重要なテーマであった。小稿は、これまでの私財研究の経過をふりかえり、日本各地に伝承されている私財の諸形態を整理することを当面の課題としているが、私財の問題を通して、これまで家業経営の影に隠れていた家族員個々の暮らしぶりに光をあててみたい。

1 柳田国男の私財論

私財制度の実態を報告したものとして最も著名なもの——そして多分最も詳細な報告は、江馬三枝子による飛騨白川村の「シンガイ稼ぎ」についての報告であろう。この報告は、昭和一二年から一三年にかけて雑誌『ひだびと』に連載された「白川村木谷の

民俗」と題する一連の報告の一部であり、これと前後して、有賀喜左衛門の「名子の賦役（昭和八、九年）、『大家族制度と名子制度——南部二戸郡石神村における——』（昭和一四年）などが発表され、家族的経営形態における家族員の私財制度の実態が、この時期次々に明らかにされていった。これらの研究の先駆となり、またその後の私財研究に一つの方向性を与えたのが、柳田国男の一連の私財研究であった。

昭和初年から十年代にかけて、柳田は「農村家族制度と習慣」（昭和二、三年）、「厄介及び居候」（昭和六年）、「大家族と小家族」（昭和一五年）などを発表し、労働組織として家族をとらえる立場から、日本における大家族制の解体過程を検証しようとしていた。柳田の私財論は、そうした流れの中で展開されている。ところで柳田の私財論といっても、実は柳田には私財に関するまとまった論考はない。そこで、ここでは昭和初年から昭和一八年の『族制語彙』にいたる幾つかの論考から、柳田の私財についての解釈を拾い出してみよう。昭和二年、柳田は私生児を意味する方言——ホンマチゴ・シンガイゴ・フリタゴ——について報告し、次のように述べている。

「ホッタ即ち私の貯財のことで、山陰各地のホリタ・フリタと同じく新開田のホリ田からでており、シンガイも同じ意味で大宝令以来の墾田私財の思想が終に家族の別働きの上にも及んだことを語るもの」で、「必ずしも戸主に知らしめないといふ意味はないと見えて、富山県ではまたシンガイ田といって下男を作る田も

あった。」

すなわち、今日シンガイ、ホマチなどの名称で呼ばれる様々な私財の原型は、家族員各自の私墾地（新開）にあり、未墾地を開墾する余地がある間は、文字通りの新開田畑の収益を「私」する形をとっていたと考えられる。その後「新規に田を墾ることが出来なくなった頃から却ってホッタを稼ぐ必要が多くなり」、シンガイワラ・シンガイウシ・シンガイシゴトなど様々な「私」稼ぎが行われるようになった。しかし、いずれの形をとるにせよ、家族の私財稼ぎは本来家長公認の制度であり、内証・秘密ましてや不正といった意味合いは元々含まれていなかった。

「此言葉が人に知られて困るものをいふやうになったのは、世の中の事情の複雑化したあとのこと」であり、「金銭経済の急激な普及に直面し」、「小遣銭の入用は世と共に多くなっていくにもかかわらず「小遣銭支給の慣行が未だ固定しなかった一時期にシンガイの濫用が起こった」ため、私財制度そのものが非公認な、非難されるべきものと認識されるに至った。そしてついには「女達の内証金、主の眼を掠めてためる様なものまでをシンガイというようになって、はなはだ感じが悪くなった。」

このような私財制度の非公認化（内証化）は、見方をかえれば、家族員個々に私財を認める必要がある家族形態から、（少なくとも表向きは）私財を必要としないはずの家族形態への変化を意味している。この意味で白川村の大家族におけるシンガイ制度は、新開たる私財の本来の姿を示すものであると柳田は考えていたよ

うである。よく知られているように、白川村の大家族では、男女とも生涯生家にとどまり跡取り以外の男子は終生妻問い婚を行っていた。生まれた子供は母方の家族に属し、食物は家の主人が支給すべきものとされたが、衣類についてはそれぞれの母親が工面すべきものとされ、そのために月に何日か「私」の日が設けられ、シンガイ稼ぎが認められていた。

「白川の風習で最も注意すべきことは、食と住とが共同であつて其責任が家の主人にあり、衣だけが個人の責任になっていることである。食と住とは何と云つても最も共同のもので、衣は最も個人的なものである。最も共同のものが一家の代表者たる主人の責任になって居て、最も個人的なものが最初に個人の私になつて居るといふことは、後にだんだん変化が起つてくることを予想せしめる制度である。」そして「所謂自給経済の時代が去つて」「小遣錢の入用な生活」へと変化していく中で「今日では其条件（衣料の為に月に何日かの私日を認めるという条件——引用者注）では忍んで留りにくくなつてしまつた。それが自然に『自由』の付与となり、また請負作の制度ともなり、また無数の小さな分家が村に独立していく原因にもなつて居る。衣食以外の生活需要の増加と共に、一つの大きな籠を以て多数を養ふことは日一日と六つかしくなつて来た。」

このように、柳田は公認私財制度成立の契機を、大家族的经营形態の解体過程の内にもとめようとした。すなわち、大家族の形態においては生産活動から衣食住にいたるまですべて一家の主人

の統制下に共同で賄われていたが、貨幣経済の浸透と自給体制の崩壊にともなつて個人の生活需要は増大し、大家族内部に家長公認の様々な私財制度を発達せしめた。さらに請負作の制度が導入され大家族の農家経営が解体するとともに、大家族内で公認されていた私財はその意味と基盤を失ひ、しだいに非公認化していったとする。

この私財の「非公認化」という問題に関しては、大家族での公認私財の受益者が誰だったのかということが一つのポイントである。柳田が公認私財制度のモデルケースと考えていた白川村の場合では、家長による私財の公認は当初家族員への「給付」の意味をもつていたと考えられ、その主たる対象者は自らの生家では決して家長たりえない傍系成員——すなわち次三男と娘たち（いわゆるヲヂ・ヲバ）であつた。そして私財に対する需要の増大は、これらの人々を含む小家族結合を分離独立させようとする一つの圧力となつたと解釈されるわけだが、同時にこのようにして独立した小家族には私財公認の対象となる傍系成員は含まれていないはずだった。したがつてこの様な家族では、私財はそれが本来もつていた意味を失つて、内密の（場合によっては不正な手段で入手した）私稼ぎの意味に転化されていったとされる。

柳田の私財論は、家族史の再構成という観点から現存する私財の諸形態を整理し、その史的变化を明らかにしようとしたものであつた。大家族における私財制度の実態の解明は、その後の江馬や有賀の報告・分析にまたなければならぬが、柳田のこの研究

が多様な私財のあり方について一つの見通しを与えたことは確かである。しかしそれはそれとして、この研究がその後の私財研究に一定の枠をはめてしまった事実も見落とすことはできない。殊に柳田は公認の私財制度としてのシンガイの「復権」には熱心だったが、私財公認の対象となる家族員を含まない「小家族」における(いわゆる非公認の)私財稼ぎについては割合冷淡で、商品経済のもとでの私財については多くを語っていない。また、全ての私財を直線的な変化の系列に置き換えようとすること自体に無理があることも確かである。

有賀が指摘するように、「貨幣制度が物から金銭に発達すると共に私有財産は文字通りの意味を得た」とするならば、「私する」ことの意味が貨幣経済の進展につれてどう変わっていったのか。新開田畑を「私する」論理と生活物資を獲得するための様々なシンガйкаセギを「私する」論理とは、はたして同一のものといえるかどうか。また「小家族」においても依然として(それどころか近年ますます盛んに)行われている私財稼ぎは、家庭生活の中でどういう意味をもっているのかなど、残されている課題は多いように思う。

小稿では、これらの問題を念頭におきつつひとまず各地からの報告に立ち戻り、私財の諸形態について検討しなおしてみたいと思ふ。

2 私財の定義とその種類

各地の事例の検討に入る前に、まずここで問題とすべき「私財」とは何かということを確認しておきたいと思う。ごく一般的な解釈では「家族共同の家計に属さず、個人が自由にできる財産」が私財だということになるか。柳田国男が私財を定義して「その使用が各自の任意にできるもので、直接家の主人に属しない個人私有の財物である。」と述べているのも、おおむねこの線にそった理解といえる。ところで柳田のこの定義には、内容上次の二つの規定が含まれているとみられる。

その一つは、私財は家産・家業・家計といった家族の公的生活領域に属さない財産・所得を指すという規定である。つまり私財とは財の取得や使途が家産・家業・家計などの埒外にあるものであって、この意味で家長の統制を直接受けられないものであるということが出来る。これに対してもう一つの規定は、(その取得の仕方はどうあれ)他のものの関与を排除して個人が自由に使用または処分できるものを指すという規定である。この場合の「処分」にはそのものを直接消費する場合と売却する場合とが含まれるが、いずれにしろ個人が私財としたものに対してはある種の権利が保証(または黙認)されるということである。前者が「公のものでない」といういわばネガティブな規定であるのに対して、後者は財の「私」性とでもいべき財への権利内容による規定で

あり、この権利の内容やそれが何によって保証されるのかという点は私財論の一つのポイントであるといえよう。

次に、これまで各地から私財として報告されているものの種類と内容を見わたしておきたい。私財の全国的な状況を概観したものととしては、柳田国男の『族制語彙』がほぼ唯一のものである。その最終章「家族の私財」には、見出し語にして三〇ほどの私財関係の語彙があげられている。その内容は、個人が日常使用する身の回りの生活用品・衣類やその収納器具、田畑・家畜・漁場・山林、さらにそこから得られる収益、現金にいたるまで多岐にわたっている。

柳田自身はこれらの私財について明確な分類基準を示しているわけではない（それどころか私財の範囲すら明示していない）。しかし、語彙の独特の配列をみれば、柳田が私財をおよそ次の三類に分けて考えていたらしいことがわかる。その第一類はオハコ・ボンコ以下の女の身の回り品とその容器・嫁入り道具、漁師の沖箱の類。第二類はヲゴケゼニ・ハリバコギン以下の女や年寄りの私貯・隠し金（いわゆるヘソクリ）の類。そして第三類はホマチ・マツポリ・シンガイといった家長公認の方法で取得された私財である。

この分類を見てみると、第二類と第三類とはおおむね公認の私財か非公認の私財かという点で分類されているように思われる。一方第一類の分類基準は、この点少々曖昧である。しいていえばそれ自体非公認のものとはいえないが、ハリバコギ—ハリバコギ

ン、ヲゴケ—ヲゴケゼニというように第二類の非公認の私財と結び付いたもの、あるいは非公認の私財を「私」するための装置と考えられるものといえそうである。しかしそれよりもここでは、取り上げられている財そのものにある種の共通性のあることに注目しておくべきだろう。

例えば日常手もとに置く箱・小篋ないし籠の類であること、その置き場所が納戸や船内の隣近くの定位置であること、衣類（なかでも下着）にかかわるものであること、その多くが女性の持ち物で嫁入りには必ず持参すべきものとされたことなどである。そのいずれが財の「私」性を確保する要素なのかは判然としない。が、ともかくここでは財そのものの性質という別の基準が考慮されているとみななければならない。そこで以下、財の性質と財の取得方法の二つを基準として、各地の私財のあり方を整理してみることにする。

3 財の性質からみた私財の諸型

個人が日常「私」のものだと考えているものには、実に多様なものが含まれている。これを財の性質という点からみると、次の二種に大別できる。一つは個人が日常使用（または直接消費）する日用品の類で、ここではこれを「消費財型の私財」と呼んでおく。表1は先にふれた柳田の『族制語彙』の中から、このタイプの私財を抜き出したものである。既に述べたように、ここ

表1 「家族の私財」所載の消費財型私財（柳田 1943）

No.	見 出 語	内 容	類 義 語
1	オハコ	女の小道具を入れる箱（最小限度の財産） 嫁入りの持物（越後では中に金銭を入れてこれをテバコノミといった。）	手箱（仙台・越後）
2	ボンコ	女の小道具入れ。嫁入りの持物	（能登・鹿島郡）
3	チョクモリ	女が小切れ等を入れておく箱。 中を人に見られることを喜ばない。	（越後・頸城郡）
4	マクラカゴ	手まわりの化粧道具・糸針を入れておく籠 嫁入りの持物。肌身離さずもっている物。 （参考）漁師の沖箱には釣り道具・マッチ・煙草などの私有品が入れてある。	（青森県・上北郡） 枕箱（筑前の漁夫） 海箱・小箱（出雲海岸） フサラ箱・マンノ箱（茨城海岸） 沖箱（太平洋沿岸）
5	ザモバコ	女の私有品を入れておく箱。雑物箱の意。 中には針刺し・はさみ・布切れ・断ち屑を入れておく。	（東北各地） ザモコ（秋田大曲） ザモンツツラ（秋田）
6	クセガエバコ	女の雑物を入れる箱。嫁入りの持物。 中には女のヘコを入れておく。	（肥前・五島）
7	モヘバコ	女の私有箱。女の下物（モヘ）を入れる	（羽後・本荘）
8	ブデ	針箱に類する女用の箱。嫁入りの必需品。	（宍岐）
9	ヲゴケゼニ	ヲゴケ（芋筍）は芋を漬んで溜めておく容器。後裁縫用具入れや私有品入れの容器。 ヲゴケゼニはこの器の底にためておく私財	（土佐） ヲボケ・ヲボキ （東北各地）

では女の身の回り品（衣類・化粧道具・裁縫用具・糸挽き道具）とその容器（箱・小篋）が主としてあげられているが、この他に履物、布団・枕などの夜具、箸や箱膳などの食器、漁師の釣針・沖箱やショイカゴなどの運搬具、煙草などの嗜好品、地域によっては日常の食事以外の間食や休日の食糧などが含まれる場合もある。

これらの中には、裁縫用具のように実質上家族全体の必要に應ずるための道具もあれば、衣類・夜具のように家族で一括して管理されているものも含まれている。従って、人々がこれら全てを、日頃から「私財」としてはつきり意識しているとは限らない。しかしそれにもかかわらず、家族の中で個々の財の持ち主は明確であり、他のものがこれを勝手に使用したり処分したりすることはありえない。表中にも「他人に中を見せない」という箱の例があるが、「他人のオボケ（芋漬み用の桶）や針箱をかきまわすと指が腐る」（高取正男 一九七二）といった口癖からも、これらの財に対する権利の強固さがうかがわれる。

一方、同じ日用品でも鍋・釜などの調理用具や農具一般、日常の食糧などは、この中にはあつう含まれない。これらは個人が勝手に使用したり処分したりできるものではないというだけでなく、その使用や処分は個人の資格で行われるというよりも家庭内での地位（例えば主婦であること）に基づくと考えられているものである。嫁入りの際の

嫁の持ち物（嫁入り道具）はこの種の私財のあり方がある程度反映したものと見えるが、地域によってごく近年まで、鍋釜や食器類を婿方の準備すべきものとして嫁入り道具から除く習慣がみられたことはこの意味で注目される。

さて、私財の第二のタイプは、「生産財型の私財」ともいえるものである。これは個人がそれ自体を直接消費するのではなく、それを使って得られた収入を個人用の消費にふりむけることができるというものである。柳田をはじめ多くの人々が注目してきた耕地（既墾の田畑、山林・原野・河原・畦の開墾地）や、シナ皮・山菜・椽の実の採取地、蛸穴などの漁場、植林地、家畜（牛・馬）など。また休日を利用した賃仕事などもこの中に含めてよいと思う。このタイプの私財は、財そのものの性質という点では家族全体の家産や家業とならかわりはない。しかしその財の持ち主は（少なくとも家族内部では）はつきりしており、そこからの収益を個人の必要のために自由に処分することができることになっている。

もっともここにいる「持ち主」とは、文字通りの所有者という意味ではもちろんない。これまでに報告されているところによれば、持ち主に与えられているのは財そのものではなく、本人一代限りの用益権（いわゆる「一期分」）であったり、隠居免のようにそこから得られる収益を与えられる権利であったりするのが普通である。従ってその財の真の所有者は、用益権を認める主体でありかつ一期分の財を返還する対象、つまり家産の保持者たる家

長というふうと考えられる。したがってこれを家族員への一種の「給付」とみることも間違いではない。いずれにしてもこの種の私財は、家族の構成や家産・家業の状況、家長権の内容などに制約される面が強く、地域的な特色やその歴史的性格が今後更に検討されるべきであろう。

以上、財の性質という観点から各地の事例をみてきたが、これらの財が「私」のものとして他者の関与を排除しようのは何故であろうか。この問題は、次に述べる財の取得方法と不可分の関係にある。しかしここではとりあえず、財それ自体にも他者の関与を排除するある種の性質が認められる点を指摘しておきたい。前者のタイプの私財ではこの傾向がより顕著で、例えば衣類や箸・枕などのように持ち主の身体と深くかわり、持ち主との間に何か霊的なつながりがあるとされてきたもの。あるいは箱・小篋・籠のように持ち主以外に対して秘められた空間を作り出すものなどは、財そのものにある種の「私」性があると考えられているように思う。一方後者の場合は、財それ自体にそういった性質は認められない。しかしそこからの収益の大半は、日用品の購入というかたちで第一のタイプの私財に還元されることが予定されている。これらの田を「オハグロ田」「化粧田」などと呼ぶ慣習は、これらの田の性格を如実に物語るものといえよう。

表2 持参財(耕地・家畜)の事例

No.	名 称	内 容	伝 承 地
1	ホマチ田 オハグロ田	嫁の時代は小遣い用。主婦になれば家の財産 主婦以外の女の小遣い用の田。	岩手県胆沢郡永岡村 同上
2	ネリゴメ田 シバキリヤマ	乳代わりのおもゆ用の田。婚家の財産に編入 婿の持参財で緑肥の採取地。	新潟県佐渡北小浦 同上
3		山林・畑。母・祖母の持参した分をあてる。	伊豆諸島大島野増
4	トビチ	畑。離婚の際は実家にもどす。	伊豆諸島八丈島
5	化粧田	一期分だけで嫁の死後は実家に返す。	鹿児島県出水市大川内
6		田畑。婚家の財産に編入。	鹿児島県喜界島滝川
7	シンガイ牛	実家で飼育し収入を嫁の所得とする。	新潟県佐渡北小浦

4 財の取得から みた私財の諸型

では次に私財の取得の問題に移ろう。私財の取得に家長公認の方法と非公認の方法があることは、すでに述べたように、柳田はじめ多くの論者によって指摘されてきた。この区分が繰り返し主張されてきたのは、もちろん理由がある。それは単に財の取得方法の区分であるにとどまらず、財の性質如何や持ち主を含む家族の内部構造とも不可分にかかわるものだからである。しかし、前章にみたような私財の多様な形態を思うとき、財の取得の仕方と公認か非公認かということだけで割り切ってしまう

のは少々乱暴ではなからうか。というよりも公認であることと非公認であること(とりわけ非公認であること)の中味は、当事者の意識という以外にはいま一つ明確でないように思う。そこで以下、公認であること非公認であることの具体的内容に一步踏み込んで、財の取得の諸形態を検討してみよう。

私財の取得は大雑把にいうと家産・家業・家計の枠外で行われるといえるが、ここで「枠外」という内容には次の三つの場合が含まれる。第一の場合は財そのものが家族の外部に由来する場合、すなわち財が持ち主の家族内部での役割や働きとは無関係に家族の外からもたらされるという場合である。具体的には、嫁・婿の持参財がこれに該当する。表2に持参財としてもたらされる耕地・家畜の例をあげておいたが、一般には表1に示したような日用品(いわゆる嫁入り道具)がほとんどである。これらのうち日用品類は、最終的に嫁個人の所有に帰するものであることは明らかである。しかし田畑や山林となると、すべてが嫁個人の私財といえるかどうかは微妙である。いくつか例をあげてみよう。

伊豆大島野増の場合は、持参した土地の名義は多く嫁の名義になっていたといひ、また娘が嫁入りにもつていく土地は母や祖母の持参した土地を当てる傾向が強かったというから、嫁個人の私財とみてよいと思う。また、鹿児島県出水市大川内の化粧田の場合も一期分だけで、嫁の死後は実家に戻されたという報告されているので、これも本人一代限りの私財とみてよいだろう。一方奄美喜界島滝川の事例では娘が嫁入りにもつていく土地は母や祖母の持

参した土地とは限らず、土地は一旦家の財産に編入されている。

また岩手県永岡村近辺のホマチ田の場合は、嫁の時代はその小作料を小遣いにするが主婦になれば家の財産にいれると報告されている。佐渡のネリゴメ田は乳児に乳がわりに与えるオモユを得るための田を意味しているが、実際には「そういう名義で家の財産に編入せられていた」という。もっともネリゴメ田の刈り上げ（収穫祭）には、新穀で作った小豆飯などを実家方の仏壇に手向けたというから、完全に婚家の家の財産に合体しているといえないふしもある。

ともあれこれらの持参財は、婚家の内部で嫁自身が稼ぎ出した財ではなく、嫁としての働き如何とは無関係に婚家の外部（具体的には嫁の実家）からもたらされるものである。このことが婚家のなかで嫁に多少なりとも「私」性を主張させる根拠になっていると考えられるが、しかし見方をかえれば（つまり嫁の帰属をどうみるかによって）、これを娘（嫁）が生家内部で給付されている私財の延長（すなわち一種の財産分与）と解釈することも可能である。実際、佐渡のシンガイウシの例では嫁所有の牛を相当期間里方で管理し、その収益だけを金にして嫁に送っていたというし、永岡村や佐渡では次三男や未婚の娘、隠居夫婦に認められる私財が嫁の持参財と同一名称（ホマチ田・シンガイ牛など）で呼ばれている事例もある。従って、この種の私財の性質や取得方法を検討する場合には、以下に述べる家族内部での様々な私財稼ぎと一連のものとして考えるべきであらう。

さて私財取得の第二の場合は、財は家族内部で稼ぎ出されているが、財取得の場が家産・家業・家計の場以外に設定されている場合である。表3と表4は傍系成員（次三男や未婚の娘たち、奉公人など）によるこの種の私財稼ぎの最も有名な例である。このほかにも家長をしりぞいた老人や子供、主婦、嫁（場合によっては跡取り息子）などが、耕地や山林の一部を与えられてシンガイ稼ぎする例や糞細工、賃仕事の収入を私財とする例なども数多く報告されている。いずれも、私財取得の場が別個に確保されているので家業経営や家計と抵触することもなく、従って意識の上でも内密あるいは不正の意識をとまわらないのが普通である。

この種の私財の社会経済史的意義や財の稼ぎ手の家族内での地位については、既にみたように様々な議論が展開されているが、これらの財が当然に「私」のものとしてきた理由については未だ十分に説明されていない。そこでここでは、私財取得の場がどのように設定されているかについて注目しておきたい。

表の3、4からわかることは、私財稼ぎの行われる時間・空間に一つの傾向があるということである。例えば表3の白川村のシンガイ稼ぎの場合、中心になるシンガイ田畑（熟畑・焼畑の耕作は、農繁期の間五日毎に一日設けられているシンガイ日（ワタクシ日）という休日に行われている。農閑期（冬期）はシンガイ日が設けられていないが、この期間の工芸細工・猟・駄賃稼ぎはシンガイ稼ぎとなり、全体がシンガイ期間という性格を帯びている。また夏の養蚕期間の糸挽きについては、規定の仕事量を終えた後

表3 飛騨・白川村の私財（シンガイ）（江馬三枝子 1943）

No.	種 別	人	期 間	入手場所と方法	用 途
1	シンガイ田	全	夏期・休日	木谷地内の開墾地	自給用
	シンガイ畑	全	夏期・休日	木谷地内・河原等の開墾地	自給用
	シンガイ焼畑	全	夏期・休日	山の及ぶ限りの開墾地	自給用・換金
2	桑の葉採取	全	夏期・養蚕期	山で桑栽培。葉の採取。	換金
3	藁細工	男	冬期・節日	家の藁で草履作り	換金、贈答
4	シナ皮細工	男	冬期	山でシナ皮を採取しミノゴ作り	換金、贈答
5	煙草のし	男	夏期・雨休日	煙草の葉を刻む。	自給用
6	ヒラタケ採取	一		山の木の切り株から採取。	換金
7	狷	男	冬期	山で共同狷。	換金
8	米の運搬（牛）	男	秋～冬	塩・米の不足分を運ぶ駄賃稼ぎ	換金
9	糸挽き	女	夏期	家の糸挽きの屑繭を取得。	自給用、換金
10	粟飴作り	女		シンガイ粟で飴作り	換金
11	日雇い	全	夏期・休日	日雇いに出て賃稼ぎ	換金

注1) 全：家長夫婦，祖父母，嫁を除く全家族員（直系・傍系とも）

男，女：この内男のみ，または女のみ

注2) 夏期・休日：農繁期の5日ごとに1日ずつ設けられている定休日でシンガイ日（ワタクシ日）という。

表4 南部二戸郡・石神村の私財（ホマチ）（有賀喜左衛門 1939）

No.	種 別	人	期 間	入手場所と方法	用 途
1	稲作り	奉公人	休日・休み時間	小堰の浅瀬に作る。	自給用
2	作物作り	奉公人	休日・休み時間	田畑の土手に作る。	自給用、換金
3	藁細工	奉公人	冬期・夜業	主家の藁で草鞋・紐を作る	換金
4	マダ縄ない	奉公人	冬期・夜業	マダを採取して縄をなう。	換金
5	塗り物手伝い	奉公人	冬期（休日）	賃稼ぎ	換金
6	炭引き	奉公人	冬期（休日）	炭運搬の駄賃稼ぎ	換金

注1) 奉公人：分家名子となる約定の住込み奉公人

注2) 休み時間：昼休み2時間，夕食後（夜間）

はくず繭を使ってシンガイ働きすることが認められていた。そして、シンガイ田畑の多くは山林原野（「山の及ぶかぎり」）や川原近くの開墾地があらわれ、狷や山菜取りの行われる山、賃仕事の行われる村の外（出稼ぎ先）などもシンガイの場として認められていた。

白川村のシンガイ稼ぎは、量的にも質的にも特異な発達を示した例であるが、ここに示された「私」の時間——休日・休み時間・農閑期、その他夜間や節日など——、「私」の空間——山野・川原・その他の開墾地・出稼ぎ先、その他田畑の畦や放棄された耕地など——には、各地の事例に著しい共通性がある。これらは家族の「公」からは区別された、家族員個々の「私」の時間・空間であると同時に、他方では個々の家族の「公」に囲い込まれていないより大きな「公」の時間・空間であるとも解釈できる。この点が家族の「公」に対する個々人の「私」性の確

保という問題に関連しては、これではないかとも考えられるが、これについてはさらに検討を要するだろう。

最後に第三の場合であるが、これは財の取得は家産・家業・家計の範囲内で行われるけれども、その使途が直接家業経営に還元されないという場合である。これには家計からの公然たる支出に基づく「給付」の形と、家産や家計の一部を（本来の運営とは別に）個人の私的用途に転用する形——いわゆる「ヘソクリ」とがある。前者は日常の衣類・日用品を給付するいわゆる「シキセ」の形態であり、家族全員（ただし前述のように「嫁」については除かれる場合もある）がその対象となる。一方後者の場合は、家計を私的に転用できる立場のものがその主たる担い手であり、かつ本来の家産運営や家計管理とは抵触するため、非公認、内密、さらに不正の意識をとめないやすい。

この種の私財は家産、家計から個人に直接与えられるものでありながら、いったん個人の手にわたるや他の関与を排除する「私」性をもつ。後者の場合は「内密」であるから「私」することができるといふふうにもみえるが、現実には一種の役得として暗黙の了解とされている例が多い。これらの財の多くが日用品（の給付）の不足を補う形で使われていること、そして多くの場合そのことが家族内部で了解されていることを思えば、前章にふれた財そのものの性質の問題がここでまた、クローズアップされてくるように思う。

むすび

柳田国男の私財研究以来、私財といえは大家族のシンガイ・ホマチか主婦のヘソクリが決まって取りあげられてきた。しかし現実の家庭生活に目を向けてみれば、日常の衣類や食器・生活用具をはじめ隠居免や持参財、子供や嫁の小遣い稼ぎなど、数多くの私的所有物・私的稼ぎが存在している。小稿はそういった多様な私財のあり方を視野に入れるべく、既製の私財論の枠をいったん取り払い、「私」のものであるとはどういうことか、その「私」性は何に由来しどこまで保証されているのかといった点にまでさかのぼって考えてみるという意図をもったものだった。

結果的には形式分類に終始してしまい、残念ながら私財研究の具体的な方向性を示すにはいたっていない。が、当面は本文中にもふれた諸問題——「私」される財の範囲とその特質、財取得の場と「所有」観、私財の具体的使途とその継承の問題、財の持ち主の地位帰属と「私」の觀念など——を手掛かりとして、家族と私財の関係、特にその地域的なヴァリエーションについて考察をすすめたいと思う。また、本稿では資料上の制約もあって、農村家族における私財を中心に考察してきた。商品経済にはやくから組み込まれてきた漁民や行商人、職人などの家族の財産関係については、実はあまり報告がない。しかし、家産・家業の觀念の崩壊とともに家族の中の「公」「私」の觀念が急速に変質しつつ

ある現代の家族を考える上で、この点は重要なヒントになるだろうと思う。

付記

本稿は先に発表した「私財論ノート」(『ふいんど』創刊号 一九八六年)を骨子としながら、全面的に改稿したものであることをお断りしておく。

なお、文中引用については特集末尾(一二八頁～一三八頁)の『女性と財産』文献目録——民俗学分野を中心に「家族と私財」および「相続継承と持参財」の各項を参照されたい。

(本学会会員・民俗学)